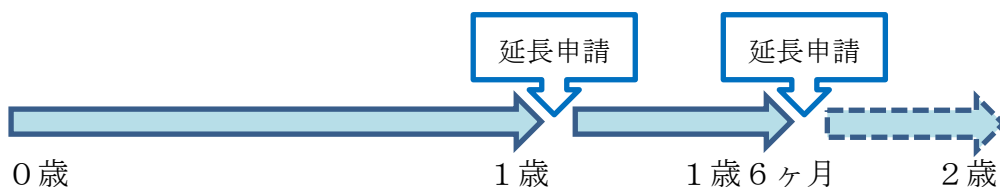


## ○育児休業取得中の在園児童に係る利用期間の延長について

①「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(略称：育児・介護休業法)が改正され、現行1歳6ヶ月までであった育児休業期間が、「最長2歳まで」延長できるようになります。

\*平成29年10月1日施行



②この法改正に鑑み、育児休業対象児童と在園児童(兄弟姉妹)に関連する在園継続期間を変更します。

現行は、育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて、育児休業対象児童が1歳6ヶ月に達した月の月末までは在園が可能としていましたが、これを2歳に達する月の属する年度末までとします。

\*入所が一般的に年度初めであり、生まれ月による不公平感をなくすため、年度末までとしました。